

杉一議員

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき質疑をさせていただきます。

議案第85号令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第8号）について質疑させていただきます。

歳入について伺います。

予算上は財政調整基金を財源としておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が8月に追加で内示されたと聞き及んでおります。

これが、8月のいつ内示があり、使用用途について特に活用すべき項目に指定があったのか、どれだけの額があったのか伺います。

そして、今回の商工費の補正予算はこの交付金を充てる予定としているのか伺います。

歳出について伺います。

事業者支援金給付事業に2つある個人事業主等支援金と観光産業を担う宿泊・交通・酒造事業者支援金の内、宿泊・交通・酒造事業者支援金について伺います。

伊丹市において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている産業は多岐に亘っていると考えられますが、どのような業界・どのような業種が経営悪化している影響を受けており、その中でなぜ宿泊・交通・酒造の事業者を選択されたのか伺います。

次に、この支援の対象となる宿泊・交通・酒造の事業者でそれぞれいくつの事業者があるのか伺います。

さらに、この支援の対象となる事業者で最大規模の事業者は、資本金・従業員数がどれだけの規模の事業者なのか伺います。そして、その事業者より小さい事業者で、個人事業主や小規模企業者を除き、新型コロナウイルス感染症によってマイナスの影響を受けている伊丹の事業者の把握について伺います。

最後に、支給条件が令和2年12月から令和3年11月の内、どこかの単月で売り上げ減少が20%以上としておりますが、年度の決算とこの期間内の経営状況での売上が20%以上減少しなくとも、年度決算にて当期利益が発生する、または期間内を通してでも、どこかででも利益が発生しても、支給条件に当てはまれば支給できる制度にした理由について伺います。

都市活力部長西本秀吉

私からは、議案第85号「令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第8号）」に関する数点のご質問にお答えいたします。

まず、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に関する数点のご質問にお答えいた

します。

議員ご案内の通り、この度追加交付される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」についてですが、本年8月20日、兵庫県を通じて内閣府より連絡があったもので、その交付限度額として、1億1,378万6千円が示されました。

この臨時交付金につきましては「事業者支援分」として交付されるものであり、その趣旨は、「緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、経済活動への影響が全国的に生じていることを踏まえ、その影響を受ける事業者に対し、都道府県や市町村が地域の実情に応じて、きめ細かく支援の取組を着実に実施できるよう、臨時交付金の特別枠として創設された『事業者支援分』を追加交付する」とされており、

また、交付対象事業としましては、令和3年度における「感染拡大の影響を受けている事業者に対する支援」又は「事業者又は地方公共団体が実施する感染症対策の強化に関連する事業」となっております。

本市といたしましては、長引くコロナ禍の影響を受ける個人事業主や小規模企業者等に対する支援として「事業者支援金給付事業」を実施することとしており、この臨時交付金を積極的、かつ、効果的に活用してまいりたいと考えております。

次に、「事業者支援金給付事業について」に関する数点のご質問にお答えいたします。

まず、「どのような業界・どのような業種が経営悪化する影響を受けており、その中でなぜ宿泊・交通、酒造を選択されたのか」についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響は全国的に幅広い業種の経営環境に影響を及ぼしております。

その一例を申し上げますと、総務省の「サービス産業動向調査」や、経済産業省の「商業動態統計」によりますと、「道路旅客運送業」、「宿泊業」、「飲食店」などは2019年と比較して2020年以降の売上高の減少が継続している一方で、「道路貨物運送業」、「飲食料品小売業」、「物品賃貸業」などは2019年以降ほとんど変動がなく、また、「持ち帰り・配達飲食サービス業」、「洗濯・理容・美容・浴場業」、「学習塾、教養・技能教授業」などでは、2020年に売上高が減少したものの2021年には2019年の水準に戻ってきており、「機械器具小売業」、「医薬品・化粧品小売業」、「無店舗小売業」などでは、2019年以降に売上高が増加して、現在もその水準を維持しております。

本市の事業者におきましても、全国的な動向と同じ状況であると認識してございますが、売上高の減少が継続している業種のうち、「飲食店」につきましては、兵庫県下に発令されました緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴う営業時間短縮等の影響が大きいものと考えており、本市も国や県と

協調して「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給し、経営の支援を続けてきたところがございます。また、国・県の支援措置として、売り上げの50%以上の減少が発生した中小法人及び個人事業者等につきましては、月次給付金が国から給付されているところがございます。また、兵庫県では酒類の提供を停止している飲食店と直接の取引を有する酒類販売事業者が特に深刻な影響を被っていることを踏まえ、月次支援金の上乗せ及び横出しの支援金を支給されているところがございます。その上で、本市では、売上が大きく減少した市内事業者のうち、国の月次支援金及び県の時短協力金や酒類販売事業者支援金の対象とならない個人事業主等に対して、本市としてできる範囲の一律10万円を支給することにより、各種制度の狭間で支援を受けることのできなかつた事業者を支援し、本市での事業の継続に繋げていただきたいと考えております。

一方で、「宿泊業」や「道路旅客運送業」などは、外出自粛等の影響により観光等での利用が激減し、売上高が減少しております。本市は、周辺市と連携し「日本遺産『「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷』」の認定を受けておりますが、日本酒を主たるテーマとしている認定ストーリーは本市を幹事市とするストーリーだけとなっております。清酒発祥の地として歴史に名を遺す全国的にも希少な観光資源を活用し、中心市街地をはじめとする市内全域のさらなる活性化を目指しているところであります。このためには市内の観光関連事業者が安定的に経営を継続していく必要があると考えており、外出自粛等の継続により市内観光関連事業者にとっては厳しい時期が続いておりますが、国が議論しております行動制限の緩和等により観光の機運が高まった際には、市と事業者が連携して市内観光を盛り上げていくことを目指し、財源に限りのある中、可能な範囲ではありますが、本市の観光関連事業である「宿泊・交通、酒造」の事業者を重点的に支援することとしたものであります。

次に、「この支援の対象となる事業者が宿泊・交通・酒造の事業者でそれぞれいくつの事業者があるのか」についてでございますが、宿泊事業者につきましては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」による届出が必要な施設を除きますと2件、交通事業者につきましては、タクシー事業者が4件、貸切バス事業者が2件、酒造事業者が2件となっております。

次に、「この支援の対象となる事業者で最大規模の事業者は、資本金・従業員数がどれだけの規模の事業者か」、及び「その事業者より小さい事業者で、個人事業主や小規模企業者を除き、新型コロナウイルス感染症によってマイナスの影響を受けている伊丹の事業者の把握は」についてでございますが、初めに最大規模の事業者につきましては、資本金が1億円となっている事業者が宿泊業者、タクシー事業者、酒造事業者でそれぞれ1社ずつの計3社となっております。また、従業員につきましてはタクシー事業者で1,200人となっております。なお、この度の支援金につきましては、事業

者の資本金や従業員数に応じた支援ではなく、施設の規模や車両保有台数に応じて要する維持管理費用等に応じた支援を考えていることから、当該支援金の対象とならないマイナスの影響を受けている本市の事業者については把握しておりません。

最後に、「支給条件が『令和2年12月から令和3年11月までのどこかの単月売上が20%以上減少』としているが、年度の決算とこの期間内の経営状況での売上が20%以上減少しなくとも、年度決算にて当期利益が発生する、または期間内でも利益が発生しても、支給条件に当てはまれば支給できる制度にした理由は」についてでございますが、本支援金は大変厳しい状況にある個人事業主等や観光関連事業者をいち早く支援することを目的としており、当期の利益の状況を把握することを要件といたしますと、支給に時間を要することとなるものと考えております。このため、国・県の各種支援金と同様に、各事業者の期間内、又は当期における利益の状況は要件とはしなかったものであります。